

防災的な視点を備えた公共事業の促進を求める意見書

本年3月に発生した東日本大震災は、日本の観測史上最大のマグニチュード9.0を記録した。巨大津波は東北地方や関東、北海道に至る広い地域に甚大な被害を引き起こし、16,000名近くの尊い人命が失われるという未曾有の大災害をもたらした。

このような大災害において、三陸縦貫道や三陸沿岸道が住民避難や復旧のための緊急輸送路として、また押し寄せる大津波をくいとめる二線堤の役割を果たすなど、防災の視点からの道路整備の重要性が認識されたところである。

国においては、東日本大震災復興対策本部が本年7月29日にまとめた復興基本方針では、災害に強い地域づくりのため、地域ごとの特性を踏まえ、二線堤の機能を有する道路、鉄道等の活用や、被災時における支援活動に不可欠な幹線交通網へのアクセス確保などを含むハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせた「津波防災まちづくり」を推進するとされている。

本県においては、今後30年以内に震度6弱以上の強い揺れに見舞われる確率はやや高いと推定されており、災害に強い地域づくりは人命や生活、社会基盤を守るために重要かつ喫緊の課題である。中でも、防災的な視点から見た場合の道路交通基盤の整備は、今回のような広域的な災害対策として必要かつ不可欠なものである。

特に、本県の沿岸地域における道路は、津波を防ぐ二線堤として、また、九州縦貫道の縦軸に対して横軸を形成する横断道路等は、被災時における救助活動や支援物資の輸送を可能にする「命の道」としてそれぞれ防災機能を果たすことが期待される。

もとより、これらの高規格幹線道路等の整備は沿岸地域や九州の一体的発展を図るために極めて重要であり、一刻も早い循環型高速ネットワーク等の形成を待ち望んでいるところでもある。

よって、国におかれては、こうした地域の事情を踏まえ、災害時における被害を最小化するとともに、安全・安心の地域づくりに重要な役割を果たす本県及び九州内の道路交通基盤の整備等公共事業の積極的な促進を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年10月7日

熊本県議会議長 馬場成志

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	野田佳彦様
財務大臣	安住淳様
国土交通大臣	前田武志様